

小額機材調達見積合せ実施要領

1. 見積合わせ：当機構会計規程第 23 条第 1 項 5 号による機材調達業務となり、同第 24 条第 1 項に基づいて見積合わせを実施します。
 - (1) 公告した案件において参加登録社から見積書の提出がなかった、もしくは 1 社のみからの見積書提出の場合は、2 社以上の見積書徴取のため、見積提出期限を延長して、引き続き、補欠登録社等に見積依頼を行います。
 - (2) なお、随意契約による見積合わせにおいて、機材リストに記載された参考銘柄以外の同等品の提案については、価格以外の品質、性能、エンドユーザーの操作性等を加味して受注者を選定する場合があります。
必ずしも最低価格提案者が受注者になるとは限らない場合がある点について了承の上で随意契約による見積合わせに参加願います。
2. 見積書：
見積金額には、下記 12.提出書類作成及び当機構指定倉庫までの搬入料金等も含め積算、計上願います。
3. 見積合わせ結果：
第 1 位となった社に注文書を郵送します。
なお、見積合わせの結果について公表は致しません。見積参加社に採用見積金額及び順位のみ個別で結果を通知します。
4. 輸出に関する提出書類（見積合わせの結果、採用となった社の提出物）：
 - (1) 【必須】一般、危険、冷蔵・冷凍品目別の機材リスト（英文）
 - (2) 外為法及び輸出貿易管理令その他法令に定める輸出許可等を取得すべき機材の確認について（当機構が定める様式に基づく）
 - (3) 対象外の場合：非該当証明書
非該当の場合：メーカーのパラメーターシートまたは項目別対比表
 - (4) Safety Data Sheet（英文）、成分等機材の成分を特定するための資料、外国製品に係る資料・カタログ等
5. 納入条件：
納入期限までに当機構の本邦指定場所（原則、航空輸送担当会社倉庫（江東区辰巳）もしくは当機構本部（千代田区二番町））への一括納入とします。
6. 立会検査：
本邦指定場所への一括納入後、受注者は当機構立会検査員による（機材の型番・シリアルナンバー等々）船積前検査を受ける必要があります。
検査場所は本邦指定場所（航空輸送担当会社倉庫（江東区辰巳）もしくは当機構本部（千代田区二番町））のいずれかで行なうこととします。
7. 支払：
船積前検査合格後、速やかに請求書及び納品書の提出をお願いします。当機構は請求書受領後、30 日以内にお支払いします。

以上